

北海道告示第11503号

胆振海区漁場計画の変更の内容

胆振海区漁場計画の一部を次のように改正する。
傍線を付した部分を加える。

胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

第15次定置漁業権

※下記を除く第15次定置漁業権については、現漁場計画（令和5年北海道告示第10857号樹立、同第11334号変更、令和6年北海道告示第11409号）の内容から変更ないため記載を省略する。

【追加】

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(84)	鶴さけ定第5号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、 漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 その他参考

鶴さけ定第5号は類似漁業権として設定する

胆振海区漁場計画変更案

別紙(条件)

区分	漁場番号	条件
【追加】	(84) 鵜さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
		(2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
		(3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。
		(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。